

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 法人に、7名以内の理事を置く。</p> <p>2 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して法人の業務を掌理し、分担管理する。</p> <p>3 総長が指名する理事は、当該業務を分担管理する理事（第52条第4項において「担当理事」という。）との協議の下に事務全般の執行について総合調整するものとする。</p> <p>4 理事は、総長が第7条に定める経営協議会及び第8条に定める教育研究評議会の承認を得て、任命する。</p> <p>5 総長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に国立大学法人京都大学の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>6 理事の任期は、<u>3年</u>とし、再任を妨げない。ただし、任命する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>8 総長は、理事の職責に支障のない限り、理事に対して教育又は研究に従事することを命じることができる。</p> <p>9 総長は、理事たるに適しないと認めるとき又は職務の執行が適切でないため法人の業務の実績が悪化したと認めるときは、当該理事を解任することができる。</p>	<p>(理事)</p> <p>第3条</p> <p>(同左)</p> <p>6 理事の任期は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、任命する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>(同左)</p>
<p>(中略)</p> <p><u>(副学長)</u></p> <p>第13条 前条第1項に定めるもののほか、京都大学に副学長を置くことができる。</p> <p>2 副学長は、法人の理事又は職員をもって充てる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p><u>(副学長等)</u></p> <p>第13条</p> <p>2 (同左)</p> <p>3</p>
<p>(中略)</p> <p>(本部の事務組織)</p> <p>第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、本部の事務組織として、<u>秘書・広報室及び監査室並びに教育研究推進本部、経営企画本部及びセンター</u>を置く。</p>	<p>4 <u>第1項に定めるもののほか、総長又は理事を補佐するための職又は組織を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>前項の職又は組織に関し必要な事項は、総長が定める。</u></p> <p>(本部の事務組織)</p> <p>第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、本部の事務組織として、<u>監査室並びに教育研究推進本部、経営企画本部及びセンター</u>を置く。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 <u>秘書・広報室及び監査室の事務組織及びその所掌事務並びに教育研究推進本部及び経営企画本部に置く部、課その他の事務組織及びその所掌事務並びにセンターの名称、事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</u></p>	<p>2 監査室の事務組織及びその所掌事務並びに教育研究推進本部及び経営企画本部に置く部、課その他の事務組織及びその所掌事務並びにセンターの名称、事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>3 部に部長を、課に課長を、<u>秘書・広報室及び監査室に室長を、センターにセンター長を置く。</u></p>	<p>3 部に部長を、課に課長を、監査室に室長を、センターにセンター長を置く。</p>
<p>4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長及びセンター長は、上司の命を受け、課又はセンターの事務を処理し、<u>秘書・広報室長及び監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</u> (後 略)</p>	<p>4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長及びセンター長は、上司の命を受け、課又はセンターの事務を処理し、監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。</p> <p>2 総長の任期の特例に関する規程（平成15年達示第33号）は、廃止する。</p>